

人権課題を解決するために

ネット利用！あなたならどうする？

(90分)

【対象者】

高校生、保護者や成人一般
20人～40人程度

【関連する視点・課題】

インターネットと人権

ねらい

情報社会を生きる現在、インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナーについての話し合いを通して、相手の気持ちを思いやることの大切さについて考えます。

準備

○付箋紙 ○サインペン ○マジックインキ ○模造紙
○テープレコーダー又はCDプレーヤー ○O×カード
○ワークシート

アクティビティの実際

導入
(15分)

アイスブレイキング

<バースデイライン>

※13ページ参照

<O×アンケート>

インターネットや携帯電話の利用の仕方について、問題意識をもつようにします。

※質問を聞き、Oまたは×のカードを挙げて答えます。

質問例 ※95ページのアンケート例を参照

- ・公共の場で携帯電話の着信音を鳴らしたことがある。
- ・カメラ付き携帯電話で他人を無断で撮影したことがある。
- ・インターネットを1日2時間以上利用する。

展開
(60分)

「ネット利用、あなたならどうする？」

- 1 BGMを流して落ち着いた雰囲気をつくります。
- 2 ワークシートの問いについて個人で記入します。
- 3 グループの中で、各自が選んだ考えとその理由を発表します。
- 4 各個人の発表後、グループでネット利用について話し合い、その利用の在り方について考えやその理由をまとめます。
- 5 他のグループに考えや理由に関するインタビューを実施し、自分たちのグループとの相違について話し合います。

・なぜ、そう考えたのか、他グループの考えとの違いは何かを考える。

6 グループごとに「わたしたちの“ネット利用上のルールやマナー” 3か条」をつくります。(グループに一枚模造紙を配布し、記入できるようにします。)

7 グループごとにまとめた3か条を発表します。

ふ り 返 り
(15分)

ふり返り

○パソコンや携帯電話でのネット利用の際のルールやマナーの大切さに気づくようにします。

○インターネットを介してのダウンロードと著作権の問題についても、改めて考えるようにします。

ポイント



○人によって、判断が分かれる場合、相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べられるようにしましょう。

○グループでの話し合いを通して、他者理解の大切さや相手を思いやることの大切さなどに気づくことができます。

○各グループの考えと比較しながらふり返ります。

【応用・発展のために】

○社会のルールやマナーを守ろうとする態度は、単に法律やルールを知っているだけでは身に付きません。他者との意見交換をすることにより、自分をふり返り、自己理解や他者理解を促し、よりよい人間関係を築くことが大切です。このアクティビティを「権利と責任」「受容・共感」を扱ったアクティビティと組み合わせるとより効果的です。

○パソコンや携帯電話によるいじめや犯罪も増えています。各家庭において親子で使い方を決め、安全に使用できるルールづくりをしてみましょう。



「ネット利用！あなたならどうする？」ワークシート

- 1 インターネットの掲示板を見ていたら、親友の A さんが親友の B さんの写真付きで悪口を書き込んでいたサイトを見つけました。あなたならどうしますか？
 - a A さんに連絡し、すぐに書き込みを削除させる。
 - b A さんが悪口を書き込んでいることを B さんに連絡する。
 - c だまって今後の成り行きを見ている。
- 2 インターネットの掲示板を見ていたら、知り合いの A さんがあなたの悪口を書き込んでいるのを見つけました。あなたならどうしますか？
 - a A さんに連絡し、すぐに書き込みを削除させる。
 - b 何か自分にいけないことがあったのか 1 人悩む。
 - c A さんに悪口を書き込まれたことを他の友人に相談する。
- 3 友人が、アンケートに答え、住所等の登録をすると豪華賞品がもらえるというホームページを見つけたので一緒に応募しようと誘ってきました。あなたならどうしますか？
 - a 他の友人も誘ってみんなでアンケートに答える。
 - b 友人にアンケートに答えてもだいじょうぶか相談する。
 - c 何か怪しいと思えるのでアンケートに答えないほうが良いと伝える。
- 4 携帯電話のメールで不幸のメール、気持ちの悪いメール、幸福のメールを受け取ってしまいました。5 人に送信しないと災いがあると書かれています。あなたならどうしますか？
 - a いたずらと思うので、削除して、無視する。
 - b 知り合いにどうしたら良いか相談する。
 - c 知り合いに送信し、そのメールが続けられるように連絡する。
- 5 携帯電話に送られてきたメールに表示されていた URL を何気なくクリックしたら、有料サイトの登録完了画面が出てしまいました。あなたならどうしますか？

* URL・・・インターネット上にある情報資源の場所を示す記述方式。「住所」にあたる。

 - a 無視する
 - b できるだけ早く、取り消しのメールを返信するか、電話をかけて断る。
 - c アクセスしてしまった自分が悪いので、料金を支払う。
- 6 携帯電話の出会い系サイトを利用してみようということが話題になりました。あなたならどうしますか？
 - a 危険が多いのでやめたほうが良いと伝える。
 - b 危険が多いので自分はやらないが、友だちまでやめさせようとは思わない。
 - c 危険は承知の上、危険に巻き込まれないよう注意しながら利用してみる。
- 7 携帯の掲示板にイルミネーションがとてもきれいな家を見つけたので見にいってくださいとあり、住所や場所も明記しており、地図が載せてあります。あなたならどうしますか？
 - a 個人宅のため、迷惑をかけることになるのでいけない。
 - b 個人宅であり、いけないことと分かっているが、興味本位で見にいってしまう。
 - c 見るだけなら、迷惑にならないので問題ない。
- 8 自分の町について、詳しい住宅地図と自治会の名簿が書き込まれているホームページを見つけました。あなたならどうしますか？
 - a 友人にも教えてあげ、ダウンロード・ファイルの交換などの情報交換をする。
 - b 個人的に利用するが、違法かもしれないので友人には秘密にしておく。
 - c 個人情報に関わるがあるので、利用しない。

「ネット利用！あなたならどうする？」アンケート例

インターネットや携帯電話利用者のマナーに関するアンケート

ネットワーク社会においては、利用者のマナーが重要になります。次の項目について、インターネットや携帯電話を使う上で、マナーとして控えるべきだと思うものに○を付けてください。（複数回答可）

- 1 公共の場で携帯電話の着信音を鳴らす
- 2 公共の場で携帯電話で話をする
- 3 カメラ付き携帯電話で他人を無断で撮影する
- 4 カメラ付き携帯電話で書店の本や雑誌等を無断で撮影する
- 5 インターネットのホームページや掲示板に悪口を書き込む
- 6 他人に迷惑メールを送る
- 7 音楽や画像等を不正にコピーしたり交換したりする
- 8 インターネットを使いすぎる
- 9 食事中にインターネットを見る

ワークシート「ネット利用！あなたならどうする？」の解答例

- 1 a : 他人をけなすような書き込みはモラルに反することを知ることが大切です。
- 2 c : 1人で悩んだり当事者同士で解決しようとしなくて、第三者に入ってもらいましょう。
- 3 b : アンケートがどんな目的で使用されるのかが分からない場合は、相談しましょう。
- 4 a : 明らかに、いたずらと思います。メールを送信するのは止め、削除しましょう。
- 5 a : 申し込み内容を再確認するための画面が表示されなかった場合や、契約申し込みのボタンをクリックしていない場合は、契約に同意したことにはなりません。
- 6 a : 出会い系サイトは相手がどんな人か分からず危険性が高いので、未成年者は利用しないようにしましょう。
- 7 a : 個人情報に関わることです。また、人が殺到し、迷惑をかけることを考えると、お宅にいかない方がよいです。
- 8 c : 無料配信は著作権侵害にあたるので、ホームページを見つけても利用しないことが大切です。

ふり返りシート

☆インターネットを利用する際のルール、マナーで大切にしたいことを書いてみましょう。

☆「私たちの“ネット利用上のルールやマナー”3か条」をつくってみましょう。

第1条

第2条

第3条

プライバシー保護と個人データ流通についての原則

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン
(1980年9月 OECD 理事会勧告付属文書) 第2部 国内適用における基本原則」より

- 学校内における様々な活動の中で、個人情報の取扱いやプライバシーに配慮することはきわめて重要であり、教職員は、プライバシー保護の問題に関し、十分な認識を有していなければならない。同時に、児童生徒に対しても、発達段階に応じ、情報化社会における個人情報保護等の問題について、適切に指導していく必要がある。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン (OECD 理事会勧告付属文書 (1980年9月))」は、プライバシー保護等に関する国際的な基本原則を定めたものであり、我が国の個人情報保護法の考え方のベースともなったものであって、教職員の研修や、児童生徒への情報教育等の取組の中で、この原則を題材に学習を行うことも非常に有意義と考えられる。
- 全22条からなるこのガイドラインにおいては、総論や国際的適用における基本原則などのほか、国内適用の場合についても8項目からなる基本原則が示されているが、それらに共通するのは、自分に関する情報は自分でコントロールするという考え方である。情報化が進む現代社会にあっては、どのような場合に自分に関する情報をどこまで提供するかを判断できなければ、個人が様々な不利益を被ることになりかねない。これらの原則に関する学習を通じ、プライバシー保護のルールについて理解を深めるとともに、自らの情報を適切に管理する技能を身に付けていくことが求められる。

1. 収集制限の原則【ガイドライン第7条】

個人データの収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

2. データ内容の原則【ガイドライン第8条】

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。

3. 目的明確化の原則【ガイドライン第9条】

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないかつ、目的の変更ごとに明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

4. 利用制限の原則【ガイドライン第10条】

個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りでない。

- (a) データ主体の同意がある場合、又は、
- (b) 法律の規定による場合

5. 安全保護の原則【ガイドライン第11条】

個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

6. 公開の原則【ガイドライン第12条】

個人データに関わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

7. 個人参加の原則【ガイドライン第13条】

個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- (b) 自己に関するデータを、(i) 合理的な期間内に、(ii) もし必要なら、過度にならない費用で (iii) 合理的な方法で、かつ、(iv) 自己に分かりやすい形で、自己に知らしめられること。
- (c) 上記 (a) 及び (b) の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。
- (d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

8. 責任の原則【ガイドライン第14条】

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

出典：「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」

(平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議) より